平成２９年８月１日

三重県戦略企画部統計課

三重県人口推計システムの情報提供依頼について

三重県では、毎月の推計人口の集計業務に対応した人口推計システムの導入を検討するため、最新の製品情報や機能・仕様、費用等について情報提供依頼を実施します。

情報提供いただける事業者の方は、下記のとおりご提出いただきますようお願いいたします。

記

1. 現行の人口推計システムの仕様について
	1. 背景

三重県戦略企画部統計課が所管している人口推計システム（以下「現行システム」という。）は、毎月行われている「三重県月別人口調査」の実施業務を行っており、三重県の業務に必要不可欠な業務システムとして位置付けられている。現行システムは平成７年度から運用を開始している。現在、運用・保守ともにどの企業とも契約しておらず、「3課題等」にある今後の元号改正などに対応するため、次期人口推計システム（以下「次期システム」という。）の構築・運用が必要となっている。

* 1. 機能

Microsoft Access2002を使用。（Access内の構成図については「別紙１」、テーブルやデータの保有量については「別紙２」を参照。）



１．月次処理

登録した国勢調査の人口から、毎月の人口異動の結果を加減した、人口・世帯数などのデータを算出する。毎月29市町から提出されるデータ（「市町提出様式１～３」参照）を入力・集計後、Access からExcel ファイルを出力し、そのExcelファイルからデータを引用して、公表用の資料（詳細については「2.5作成する公表用資料の具体的内容」参照）を作成する。

２．年次処理

　まず、年に一回、9月分の人口推計データを集計後、10月分入力前に年齢更新を行う。市町から報告を受けて登録した年齢（年齢基準日は10月1日）に年齢を1歳加算する。

　その後、毎月今まで積み上げていった1年間分のデータを出力し、年間の人口データをまとめた統計書を作成するための資料とする。

　３．国調年次処理

５年に一度、国勢調査の結果（人口・世帯数）を登録する作業を行う。国勢調査の速報値が出ている間は速報値を登録し、そこから毎月人口を加減した結果を公表する。翌年、国勢調査の確定値が出されると、速報値と数値を差し替えた結果を公表し直す。

また、１年に一度、国土地理院公表が公表する「全国都道府県市区町村別面積調」に合わせて、三重県内の面積値を修正する。

1. 三重県月別人口調査について
	1. 概要

三重県月別人口調査の目的は、三重県人口の男女別及び年齢別の月別推移状況を調査して、人口に関する資料を作成し、もって県の行政運営の基礎資料を得ることである。各月１日現在人口は、「国勢統計」（総務省）の確定人口（注１）を基準人口（注２）として、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）による登録を受けている者について、その後の１か月間の自然動態、社会動態等による異動人口を求め、これを加減することにより、算出する。また、異動人口については、各市町から提出された調査票を基に集計する。

（注１）国勢統計の確定人口が公表されるまでの間は、速報集計による人口を用いる。以下同じ。

（注２）推計の基礎となる人口。以下同じ。

現行システムを用いた具体的な作業としては、２９市町から提出された以下の「2.3調査事項（市町提出）」を含む人口データを現行システムに入力することで、公表用資料（詳細については「2.5作成する公表用資料の具体的内容」参照）を作成する。２９市町から提出されるデータについては、異動者を出生年月で表したものと、年齢で表したものの二種類が存在する。

* 1. **統計の公表周期**

「三重県の推計人口」（毎月１日現在）

「三重県の人口」（毎年１０月１日現在）

「三重県年齢別人口調査結果」（毎年１０月１日現在）

ただし、「三重県の人口」「三重県年齢別人口調査結果」は国勢調査実施年を除く。

* 1. **調査事項**

※「市町提出様式１」「市町提出様式２」「市町提出様式３－１及び３－２」により、毎月市町から報告がある。

1. 人　口：調査月末日現在の住民基本台帳の総数
2. 世帯数：調査月末日現在の住民基本台帳の世帯数
3. 出生者（戸籍法の規定に基づく出生届けにより住民票の記載をした者）：性別
4. 死亡者（戸籍法の規定に基づく死亡届又は失踪宣告届により住民票の消除をした者）：性別、年齢又は出生年月
5. 転入者（住民基本台帳法第２２条の規定に基づく転入届により住民票の記載をした者）：性別、年齢又は出生年月
6. 転出者（住民基本台帳法第２４条の規定に基づく転出届により住民票の消除をした者）：性別、年齢又は出生年月
7. その他職権記載者等（注３）：性別、年齢又は出生年月

（注３）

①住民基本台帳法第２２条の規定に基づく転入届がないため、同法８条の規定により市町長が職権で住民票に記載した転入者

②実態調査等による職権記載者

③（３）～（６）及び上記①以外の異動者

　　ア　その他の増

　　　　転出取消、職権回復、国籍取得、一部境界変更、帰化などの異動者

　　イ　その他の減

　　　　職権消除、国籍喪失、一部境界変更、帰化などの異動者

* 1. **調査事項（国公表データ）**

「国勢統計」（総務省）：基準人口となる数値で、５年に一度更新する。

「全国都道府県市区町村別面積調」（国土地理院公表）：１年に一度更新する。

* 1. **作成する公表用資料の具体的内容**

（１）各月１日現在人口

①三重県の総人口、男女別人口、自然動態、社会動態

②三重県の市町別男女別人口、市町別世帯数

③三重県の市郡別総人口、男女別人口、人口動態、人口密度、世帯数

④三重県の９地域別（注）男女別人口、９地域別世帯数

（注）９地域とは、桑名（桑名市・いなべ市・桑名郡・員弁郡）、四日市（四日市市・三重郡）、鈴鹿（鈴鹿市・亀山市）、津（津市）、松阪（松阪市・多気郡）、伊勢（伊勢市・鳥羽市・志摩市・度会郡）、伊賀（名張市・伊賀市）、尾鷲（尾鷲市・北牟婁郡）、熊野（熊野市・南牟婁郡）

※下記ホームページにあるExcelファイル「平成29年6月1日現在人口調査結果(56KB)」参照

http://www.pref.mie.lg.jp/DATABOX/000185285\_00011.htm

（２）各年１０月１日現在人口

三重県月別人口調査結果の概要

1 人口

　(1) 推計人口

　(2) 市町別推計人口

2 人口動態

　(1) 自然動態

　(2) 社会動態

　(3) 市町別人口動態

3 世帯数

4 年齢別人口

　(1)　三重県年齢（3区分）別人口

　(2)　市町別年齢（3区分）別人口

　(3)　地域別年齢（3区分）別人口

　　　 （参考） 市町別年齢構造指数

　　　 （参考） 三重県の人口ピラミッド

統計表

第1表　推計人口及び人口密度　　県、市部、郡部、市町

第2表　自然動態　　県、市部、郡部、市町

第3表　社会動態　　県、市部、郡部、市町

第4表　月別推計人口　　男女別、県、市部、郡部、市町

第5表　月別人口動態　　　県、市町

第6表　月別推計世帯数　　県、市部、郡部、市町

第7表　年齢(各歳)､男女別人口　 県、市部、郡部、市町

※下記ホームページにあるExcelファイル「統計表(193KB)  」参照

http://www.pref.mie.lg.jp/DATABOX/23355003425.htm

1. 課題等

現行システムに関する主な課題は以下のとおりである。

* + 1. 新元号への対応

今後、天皇陛下の生前譲位により元号が改正された場合、現在人口推計システムでは平成以外の元号が使用できない状態であり、業務の運用が困難になると予想される。

* + 1. 国勢調査時以外の年齢不詳者への対応が不可能

現在の人口推計システムは、出生年月（もしくは年齢）・性別といった要素が無ければ運用できない。しかし市町から毎月送付されてくる調査票のなかには、時たま年齢（出生年月）不詳者が見られる。

* + 1. 市町合併への対応について

将来起こる可能性のある、市町合併に対応する手段が不明である。

* + 1. 人口システム内の面積の数値について

人口密度などを計算する際に、国土地理院公表「全国都道府県市区町村別面積調」の市郡町別面積を使用している。しかし、システムで打ち込めるのは市町だけであり、三重県・市部・郡部の面積は打ち込むことができない（市町面積を基に、システム内で自動計算されている）。

そのため、三重県、市部、郡部の面積について、国土地理院公表「全国都道府県市区町村別面積調」の数値と、システム内の数値の間に差異が生じている。

* + 1. その他不具合が発生した場合の対応について

　原因不明の不具合が発生する場合があるが、データ内部の詳細が不明なため、職員で対応することが現状不可能。

1. システム整備の目的

次期人口推計システム（以下「次期システム」という。）においては、「3課題等」の解決により以下を目的にシステム整備を進める。「3課題等」を解決したうえであれば、「現行システムの更新及び一部機能改善」か「新システムの構築」の両方について、予算要求に向けて検討を継続する。

1. 情報提供資料の提出方法について
2. 提出様式：「情報提供資料（別紙）」に提出資料の一覧と概要をご記入ください。その他、見積書等の資料の様式は任意とします。
3. 提出部数：１部（社印押印の上郵送またはご持参ください）
4. あて先：三重県知事あて
5. 受付期間：平成29年8月8日（火曜日）17時まで
6. 提出先：三重県戦略企画部統計課人口統計班（住所：〒514-8570 三重県津市広明町13番地）
7. 情報提供資料の提出方法について
	* 1. 本資料による情報提供依頼は、システムの方向性を検討するための手段であって、契約を前提としたものではありませんのであらかじめご了承ください。
		2. 資料の提供にあたって、既存の提案資料、パンフレット等をご活用いただいて構いません。また、上記依頼内容に記述する一部の内容の資料提供でも構いません。
		3. 資料についてご説明をいただける場合は、事前にご連絡をお願いいたします。
		4. ご提供していただいた情報については、当組織内で使用するものであり、貴社に断りなく第三者への配布は行いません。ただし、三重県情報公開条例（平成２９年３月２８日三重県条例第三号）で定義する公文書になりますので開示請求があった場合は、請求者に対して開示を行います。そのため、企業秘密等に該当し、非開示とする必要がある箇所については、その旨を記載してください。
		5. 本情報提供依頼に係る資料の作成、提出等に要する費用は各提案者の御負担でお願いいたします。
		6. ご提供していただいた情報・資料につきましては、返却致しません。
		7. ご提供していただいた情報に関して、後日問い合わせを行う場合があります。
	1. 問い合わせ先

三重県戦略企画部統計課

担当:松本

住所：〒514-8570　　三重県津市広明町13番地
電話番号：059-224-2044

FAX:059-224-2046

課あてEメール：tokei@pref.mie.lg.jp